

## 第2回入間市指定管理者候補選定委員会会議録

- 1 日 時 令和元年6月28日(金) 午前10時00分～正午
- 2 場 所 入間市役所 5階 全員協議会室
- 3 出席者 委員長 副市長 友山宏一  
委 員 鳥山政之、田雑弘章、田代高久、福島和弘、小林由利、澤田茂  
所管課 高齢者支援課長 宇津木教芳、主幹 富田浩一、副主幹 栗木友和  
事務局 企画部次長 浅見嘉之、企画課長 栗原康友、主幹 亀田一生、副主幹 齋藤謙次郎
- 4 欠席者 なし
- 5 対象施設 入間市老人福祉センター
- 6 議 事  
議 題
  - (1) 選定方法について
  - (2) 募集要項、業務仕様書について
  - (3) 採点方法について

### (1) 選定方法について

委員長：選定方法について事務局から説明いただきたい。

事務局：選定方法については、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」と特定の業者の応募を求める「非公募による方法」がある。指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインによると、総務省は「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させること」としており、本市においても、「指定管理者の選定は原則公募とする。」とある。また、「ただし、以下の理由があてはまる場合には、公募によらない選定方法をとることができるものとする。この場合、指定管理者制度創設の趣旨に鑑み、相当程度の合理性が認められる場合に限定する。」となっており、理由によっては非公募とすることもある。

ここで過去の経緯について説明する。老人福祉センターに指定管理者制度を導入したのは、平成27年4月になる。このときは、現在のガイドラインではなく「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」に基づき公募・非公募について決定した。この指針においても指定管理者の選定は原則公募としており、老人福祉センターの選定方法は複数の申請者に事業計画を提出させる、いわゆる公募により指定管理者を決定した。

今回が初めての更新となるわけだが、委員の皆様には、入間市老人福祉センターの指定管理者候補選定について、どちらの選定方法で、募集を行うかを決定していただきたい。

委員長：続いて、所管課である高齢者支援課の公募非公募についての意見をお願いしたい。

所管課：非公募による応募の規定に該当する理由が見当たらないと考える。

委員長：事務局からの説明では原則公募であること、所管課の説明によれば非公募による応募の規定に該当する理由がないとのことから、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」とすることでよろしいか意見や質問をお願いしたい。

委員：確認として、他施設において非公募を選択した場合の理由があれば教えていただきたい。

事務局：指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインでは、「その他公募によらない方法をとることに相当な理由があるとき」に非公募とすることができるとしており、昨年度の選定において、入間市扇台福祉作業所や黒須保育所が「福祉施設等で、指定管理者の変更が住民（利用者）に大きな負担を強いる場合」を理由に非公募とした。また、入間市市民会館は「施設の在り方について検討中の施設や近く廃止することとしている施設について、検討の結果が出るまで、または廃止になるまでの間、暫定的に管理を継続する必要がある場合」に該当するとして、入間市産業文化センターについては、ホールの改修が予定されており、そのホールの代替施設として市民会館のホールを利用することから、「特別な事情がある場合」として、非公募とした。

委員：老人福祉センターも福祉施設であり、そこで行われている事業も地域の団体と密接な係りを持っている。事業の継続性や利用者との関係性を考えたときに、公募として事業者が変わったとしても問題ないか。次に、公募としたときに応募の見込みはあるのか。

事務局：スタッフが代わることで利用者が混乱するようなことは想定していない。複数の事業者の参入見込みについては、前回指定管理者を導入した時点で、全4社からの申請があった。今回も同じくらいの数を期待している。

委員長：他に意見がないようだが、公募として決定してよいか。

委員：よろしい。（委員全員）

委員長：では老人福祉センターの募集方法については、公募として決定する。

## (2) 募集要項について

所管課：最初に資料2-1 入間市老人福祉センター募集要項（案）について説明する。

はじめに1「指定管理者制度導入の目的」として、指定管理者制度は、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより市民サービスの向上と経費の削減を図るため導入されたことを記載している。2「施設の概要」の「基本方針」として次のことを記載している。入間市老人福祉センターは公の施設であり、高齢者が健康の増進、教養の向上、レクリエーションなど地域の人々と、楽

しく語り趣味を通して仲間づくりを行い、健康で明るい生活を楽しんでいただくための施設である。その設置目的を踏まえ、安全確保を第一とし、適正な管理に努めるとともに、施設の利用に際しては平等かつ公平な取扱いを行い、市民の信頼にこたえる必要がある。また、施設利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指す必要がある。また、年間利用者について記載している。利用者は年々減少している状況であるが、特に平成30年度は前年比△5千人となっている。これは台風による倒木により、ミニゴルフ場が利用できなくなった期間があったこと、ボイラーの故障により風呂が使用できなかった期間があったことなどが理由と考えている。次に3「管理の基準」として、利用時間や休所日等、について記載している。利用時間は利用者が利用できる時間である。また、再委託の禁止や関係法令の遵守、緊急時の対応、サービスの向上等について記載している。また、4で「業務内容」を記載しているが業務の詳細については仕様書に記載している。なお、注意点として、施設内に地域包括支援センター並びに売店があるが、これは指定管理者の業務に含まれないことについても記載している。5「経費等に要する事項」として、指定管理料や指定管理料の精算、施設の修繕等について記載している。また、センターの利用等に係る料金は、指定管理者の収入とすることについて記載した。なお、利用料金の額は、入間市老人福祉センター設置及び管理条例第12条第2項に掲げており、市内及びダイア5市に居住する65歳以上の者は無料、60歳以上65歳未満の者は100円等になっている。参考として、入間市以外のダイア4市では60歳以上は無料としており、入間市だけ取扱いが異なる。6「指定管理料」については令和2年度から6年度までの指定管理料の上限額を示している。各年4,942万9千円で、5年間の総額としては24,714万5千円とした。なお、人件費については、老人福祉センターは平成27年に指定管理者制度を導入したが、それ以前に市が直営で運営していた頃の人数を基に、現在の人件費に当てはめ算出した。事務費は実績額に物価の上昇や消費税率の改定を見込んで計算した。管理運営費についても物価上昇や税率改定を見込んだものとなっている。事業費については、事業を運営するにあたり、利用者増加を見込める企画として、バスの借り上げ料を含んだ金額を計上している。委託料は実績等に物価上昇等を見込んで算出、光熱水費は実績に基づき算出、修繕費は施設の老朽化を見込み、増額とした。利用者が徐々に減ってきている現状から、最低限の人数で施設管理をしていくだけでは利用者数の増加にはつながらないと考え、民間のノウハウにより利用者増を図るためにも、現在支払っている指定管理料を上回る金額を上限として設定した。また、7「指定の期間」、8「指定管理者と市との業務役割分担」、9「特記事項」として、指定期間中において大規模修繕その他管理を休止する場合には、指定管理業務及び基本協定書の内容について、指定管理者と協議

の上、変更することがあることを明記した。これは令和2年に浄化槽やボイラーの実施設計、令和3年にその工事を予定しているが、工事の手法や期間、内容が決まっておらず、施設を休止にするかどうかを現時点では決められないためである。特記事項に記載するとともに、現地説明会においても応募者に説明した上で応募いただきたいと考えている。10「申請の資格」については応募者の資格を記載したものである。11「提出書類」について、特にセンターの管理運営に係る事業計画書で、利用者の増加案等センターの効果的かつ効率的な運営に向け積極的に提案いただきたいと考えている。12「指定管理者の公募手続き」では今後のスケジュールについて記載した。現地説明会については、令和元年7月29日(月)に実施する。なお、現地説明会への参加を応募の条件としており、より多くの団体に応募いただきたいことから、説明会開催日に都合がつかない団体のために、説明会を別日に開催することも検討している。指定管理者の指定申請書の受付は8月21日から9月3日までとしている。次に13「選定方法」では、選定方法や審査方法、選定基準、審査のポイントを記載している。また、「審査項目一覧」として、審査項目と各配点を明記した。特に業務の実施内容と方法として、利用者サービスの向上について配点を高くした。これは、利用者の減少を食い止め増加させたいことから配点を高くしているものである。この審査項目に沿って審査いただき、配点の合計点を300点満点としており、最低基準点を7割の210点とさせていただいた。14「選定結果及び指定の通知」は、10月の下旬頃を予定している。15「協定の締結」であるが、指定管理者の指定にあたっては議会の議決が必要となることから、議決後に、市と指定管理者とが協議し協定書を締結させていただく。協定には、指定期間における基本的、包括的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの実施事項を定めた「年度協定」があり、「年度協定」は年度ごとに協議の上、更新していくものである。

次に業務仕様書(案)について説明させていただく。1「趣旨」として、この仕様書はセンターの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的としている。2「センターの管理に関する基本的な考え方」として、8項目にわたって記載させていただいた。特に老人福祉法の規定に基づき適切な管理運営を行うこと、公の施設であることから、平等かつ公平な取扱いを行うことをお願いしたいと考える。6「業務内容」としては、募集要項で示したものをより詳しく記載したものであり、施設管理全般に関することとして6項目、老人福祉法に基づく、老人福祉センターの老人に対する各種相談事業及び健康増進、教養の向上及びレクリエーションに関する事業の企画及び実施、センターへの送迎バスの運行及び老人クラブに関することとして6項目、個人情報保護、守秘義務及び業務に関する情報の公開に関することとして6項目を記載した。7「管理の基準」として、管理運営を行う時間は市役所と同様に午前8時30分から午後

5時15分までとするが、利用できる時間は午前9時から午後4時まで、浴室は午前11時から午後3時までとなっている。浴場の管理としては「公衆浴場における衛生等管理要領について」を遵守すること、送迎バスの運営管理にあたっては、センターの送迎バス運営内規に従い、利用者の利便を図ることを記載している。8「経費等について」の支出として修繕料は年間600万円とし、1件30万円以内を対象とし、実績において修繕料に残金が発生したときは、市に返還することを明記した。光熱水費については年間1,000万円とし、こちらも実績において残金が発生したときは、市に返還することを明記している。また、指定管理料の支払については会計年度ごとに支払うとし、支払の時期や方法は協定で定めるものとする。9「物品の帰属」として、市の所有する備品については、市の規定に基づき管理を行うこと、また、指定管理料で購入した備品については、市に帰属することを記載した。10「業務にあたっての注意事項」としては、仕様書に記載がない事項については、市と協議をすることや、別に定める予算については、財政状況により、金額を変更となる場合があることを記載した。11「管理運営等に関する諸報告」では、報告書等は協定書で定めた期日までに速やかに行うことや、12「業務の評価」として、協定書及び指定管理者の事業提案に基づく業務の実施水準について、市及び指定管理者による業務評価を実施することを明記している。また、第三者評価を行うことも記載した。13「その他」として、引継に関することや事業の継続が困難となった場合の措置、協定書の解釈に疑義が生じた場合についての対応について記載した。

委員長：募集要項（案）や仕様書（案）について意見や質問はあるか。

委員：前回の選定委員会の施設見学の際に見た物品は、すべてが市に帰属しているということでしょうか。新たな業者が参入となった場合、どの物品が市の備品かを判断することは可能か。

所管課：基本的に現在老人福祉センターにあるものは市の備品である。現在の指定管理者が持ち込んでいるものは、自分たちが使用する事務用品程度である。

委員：カラオケや電気治療器等、利用者が利用するものも備品ということか。

所管課：電気治療器は市が以前より使用している備品であり、カラオケはリース品である。

委員：センターの利用時間や休所日について、募集要項では、「指定管理者は管理上必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを臨時に変更することができる。」とあるが、変更した実績はあるのか。

所管課：雪や台風といった自然災害により、休所をした実績がある。また、利用者は高齢者であることから、休所まではしなくとも、安全のため早くお帰りいただくよう案内をしたこともある。

委員：募集要項の9「特記事項」の表記の仕方について、項目立てをしたほうがいいのではないか。また、「指定期間中において大規模修繕その他管理を休止する場合

には、指定管理業務及び基本協定書の内容について、指定管理者と協議の上、変更することがある」という点について、指定管理料にも影響があるということによいか。

所管課：工事の内容等が未定であることから、現時点で指定管理料に影響があるかについても不明であるが、影響が少なくなる方法を検討していきたい。いずれにしても基本協定書を締結するなかで指定管理者と協議を進めていきたい。表記については修正する。

委員：事業者にとっては、指定管理料が変更となることについては大きなことであるため、変更する可能性があるのであれば、あらかじめよく説明をしておく必要があると考える。

次に、13「選定方法」の「審査項目の一覧」について、利用者増加に対する提案が重要であり配点を高くしたとの説明であった。それとは別に自由提案に対する配点もあるようだが、2つの項目の違いがあれば教えてほしい。

所管課：自由提案については、全国的な課題である老人クラブの会員数を増やすための工夫や、利用者を増やすために、老人福祉センターの施設外で企画する事業等についての提案等があるのではと考えている。

委員：自由提案の方向性があるのであれば、それを示さないと提案が出ない可能性もある。求めているものがあるのであれば、その内容を記載することを検討いただきたい。

所管課：承知した。記載内容を検討する。

委員：修繕費について、1件30万円以内の小修繕を年間600万円まで認めるとのことだが、修繕の実績について教えていただきたい。

所管課：平成29年度の修繕費が521万円、平成30年度が499万円である。

委員：11「提出書類」について、「厚生年金保険の加入を確認できる書類」として、「年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し」とあるが、厚生年金保険料の写しは健康保険組合ではなく、厚生年金基金の発行であるため修正いただきたい。また、「就業規則又はこれらに準ずる書類」の提出を求めている。賃金の仕組みについてはこれらの書類で確認できるが、実際の支払内容や残業の状況については確認することができない。そのため、就業規則や賃金規定だけでなく、賃金台帳もあわせて提出いただき、支払額や労働時間を確認することも必要ではないかと思う。

事務局：「年金事務所又は厚生年金基金発行～」に修正する。賃金台帳を提出いただくことについて修正を検討する。

委員：6「指定管理料」について、内訳を見ると、この金額では大企業の参入は難しいのではないかと思う。利用者を増加させるための提案力は大企業の方があるのではと思うが、利益が見込めなければ参入はしてこない。この金額には業者の利益

が反映されていない。金額が多少高くなっても、利用者が増加するのであればよいと考えるのであれば、審査の配点を高くしてもいいのではないかと考える。

所管課：参考として、5年前に指定管理者制度を導入した際、応募いただいた平均額が約4,500万円であり、その金額よりは高く設定している。金額を下げるとなると応募できる団体が限られてしまうこともあり、この金額で設定した。

委員長：指定管理料の上限額を上げることについては、市の財政状況を考えるとなかなか難しい面もある。現在の指定管理料の実績額よりは上限額は高く設定していることから、あとは企業努力で対応いただきたいところである。

事務局：補足にはなるが、指定管理料以外の収入として、自主事業による収入もある。利用者の増加のために新たな自主事業を企画いただくことで、利益を得ていただくことも可能であり、そのような提案も期待するところである。

委員長：他になければ、各委員から指摘された箇所を修正した上で、所管課で示した案で決定してよろしいか。

委員：よろしい。(委員全員)

委員長：募集要項、仕様書について、所管課案のとおりとする。

### (3) 採点方法について

事務局：募集要項で定めた審査項目に基づき作成したのが、「指定管理者候補選定委員会審査票(案)」であり、応募者によるプレゼンテーション終了後に委員に記入していただくものとなる。応募書類やプレゼンテーションで提案された内容等を審査いただき、5点(優れている)・4点(良い)・3点(普通)・2点(やや劣る)・1点(劣る)の5段階で採点し、採点欄に記入していただく。5点満点で採点いただき、その採点に1～5を乗じて得た点をその項目の得点とする。

最終的な候補の決定方法は、①資格審査として、提案者が申請制限に該当するかどうかを施設所管課と事務局で確認する。具体的には提出書類の確認や警察への照会等により確認を行う。申請制限に該当した場合には、当該提案者は失格となる。次に、②提案審査として、より公平に評価するため、最高点と最低点を除いて算出した平均点をその審査項目の選定委員会としての評価点とし、その合計の総合評価点が最も高い提案者を指定管理者候補として選定する。仮にこの総合評価点の1番高い応募者が2つ以上となった場合は、委員長が決することとしたい。施設の適正な管理運営と市の求める公共サービス要求水準を担保するため、最低基準点を設け、配点合計の7割の210点とする。また、応募が1団体であったとしても、この最低基準点に達しない場合には選定されず、再度公募を行いたい。

委員長：採点方法について何か意見はあるか。

委員：昨年度も同様のルールで採点をして悩んだ点として、「普通」としてすべてに3点をつけると最低基準点に満たず、個人の点数上は失格となる。自分なりの基準

でもって点数をつければよいのだろうが、各委員も悩まれる部分ではあると思う。  
委員長：各委員が点数をつける際には、すべてが「普通」の場合には失格になるということ  
を理解いただいた上で、採点をしてほしい。5点満点がよいかどうかについては  
今後研究いただきたい。

事務局：今後研究していく。

委員：専門的な知識がある委員が、専門的分野の項目で2点以下の点数をつけた場合、  
平均を算出する際に除外されるのはいかがかと思う。除外するにしても、なぜ低  
い点数をつけたかについての意見を、選定に反映させてもいいのではないか。

事務局：その団体が選定された場合には、協定等で改善を条件にする方法もある。

委員長：選定にあたっての付帯意見とすればよいと思う。他になければ、採点方法は事務  
局案でよいか。

委員：よろしい。(委員全員)

委員長：では採点方法については事務局案とする。

## 7 その他

次回の日程について

事務局：今後の日程について説明する。募集要項等の配布は7月22日から開始し、応募  
者に対する現地説明会を7月29日に開催する。所管課からの説明にもあったが、  
説明会の日程が都合悪い法人がいた場合には、別日にも開催することを検討して  
いる。応募者からの質問受付を経て、申請書を8月21日から9月3日までの間  
で受け付ける。次回選定委員会として、提案者によるプレゼンテーションを9月  
26日に予定しており、委員の皆様には出席をお願いする。時間は応募者数により  
変動するため、決定次第開催通知等でお知らせをする。

委員：最後に5年前に指定管理者制度を導入した際、現在の指定管理者に決定した経緯  
や要因について教えていただきたい。

所管課：5年前の選定時は4社から応募があった。現在の指定管理者が選定された一番の  
要因は、他社と比較して金額が低かったことである。また、もう一つの要因とし  
て、老人クラブの活性化に関する提案が良かった点があげられる。

以 上